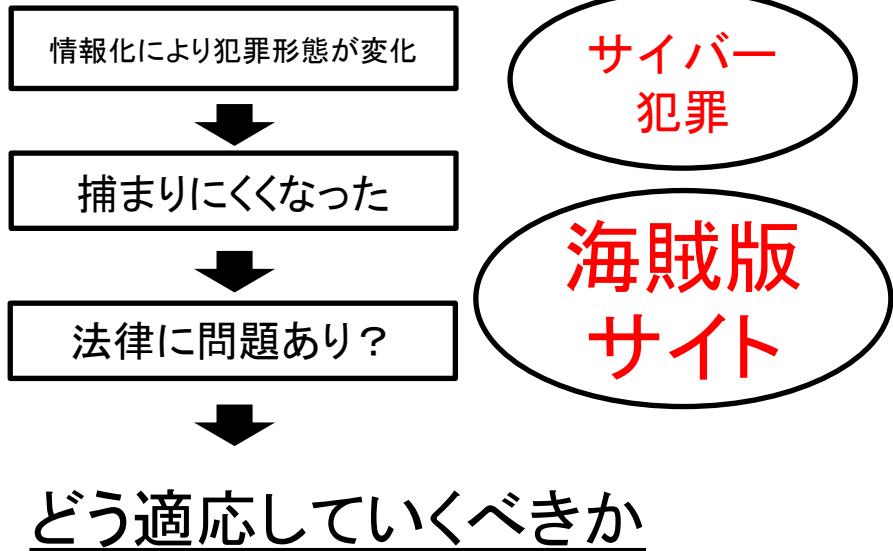


法律は社会変化に適応するべき

宮城県仙台第三高等学校 G7班

1. 背景・目的



4. まとめ

海賊版サイト対策において、**権利の保護**と**公正な利用**のバランスが重要である

社会変化に伴う法改正において、改正によっておこる利害を最低限考慮しなければならない

2. 調査

著作者の権利 * ()内は著作権法

- **著作者人格権** ▪ **著作権** (17条)
- **複製権** (21条)
- **公衆送信権** (23条)

著作権侵害に対する救済

- **差止請求権** (著作権法112条)
- **損害賠償請求権** (民法709条)
- **刑事罰** (著作権法119条)
➡「はるか夢の址」運営者に実刑判決

国境をまたいだサイト運営

準拠法、国際裁判管轄

サイト運営者の特定

- **憲法第21条**
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- **電子通信事業法第4条**
電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

3. 考察

サイト運営者の特定は困難

利用者が海賊版サイトを使わないようにすればよいのでは

* 利用者が侵害と認定される例外

著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の**録音又は録画**を、**その事実を知りながら**行う場合 (著作権法30条)

- 漫画は録音又は録画の著作物ではない
- 条文の曖昧さ

改正する必要がある

しかし、利用者が法的制裁に怯えて、利用せずに活動が停滞してしまうかもしれない

参考文献

- <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95%E7%AC%AC21%E6%9D%A1>
- <https://www.dsk.or.jp/dskwiki/index.php?%E9%9B%BB%E6%B0%97%E9%80%9A%E4%BF%A1%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%B3%95%E7%AC%AC4%E6%9D%A1>
- <https://ja.wikibooks.org/wiki/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E6%B3%95%E7%AC%AC30%E6%9D%A1>